

# 全国森林計画の素案の概要について

令和5年7月  
**林野庁**

# — 目次 —

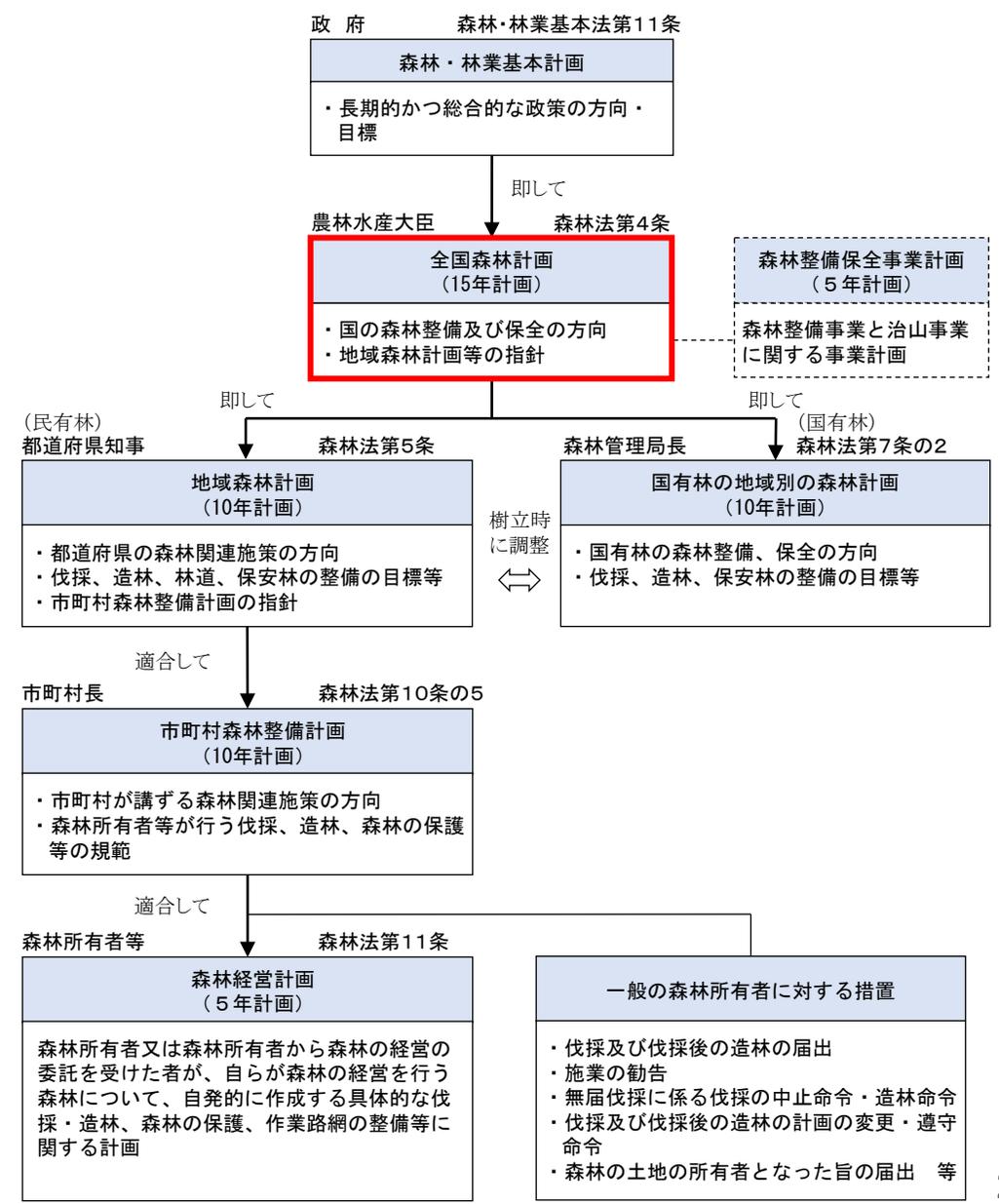
1. 全国森林計画の趣旨
2. 新たな全国森林計画について
3. 次期計画案の検討
4. 策定スケジュール(案)

# 1. 全国森林計画の趣旨

## ■ 全国森林計画の概要について

- 全国森林計画は、農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即し、5年ごとに15年を1期としてたてるもの。
- 森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする計画。
- 広域流域(44流域)ごとに、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積、保安施設等の計画量を示すことにより、都道府県知事が策定する「地域森林計画」、森林管理局長が策定する「国有林の地域別の森林計画」の指針となる。

### (森林計画制度の体系)



## 2. 新たな全国森林計画について

### (1) 計画期間

令和6年4月1日から令和21年3月31日の15年間  
(現行計画は平成31年4月1日から令和16年3月31日)

### (2) 策定にあたっての考え方

- ・ 令和3年に策定された森林・林業基本計画における「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」の実現に向け、最新の森林資源量を踏まえ、新たな計画期間に応じた計画量を算定する。
- ・ 令和3年6月以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえた見直しを行う。

### 3. 次期計画案の検討 ①次期全国森林計画の計画量等

#### 森林の整備及び保全の目標

- 森林・林業基本計画に即し、森林の整備及び保全の目標を設定。  
基本計画で示す森林の多面的機能の発揮に関する目標値に基づき下記の目標を設定。

区分	現況 (R4.3.31)	計画期末 (R21.3.31)	(参考) 森林・林業基本計画における 指向する森林の状態
育成単層林	1,009万9千ha	980万1千ha	660万ha
育成複層林	111万0千ha	172万7千ha	680万ha
天然生林	1,381万6千ha	1,349万7千ha	1,170万ha
森林蓄積	222 m <sup>3</sup> /ha	238 m <sup>3</sup> /ha	

#### 計画量(15年間の総量)

- 森林・林業基本計画の考え方と最新の森林資源の状況を踏まえ、計画期間が5年間スライドすることに応じた計画量を算出。

区分		計画量(案)		(参考)実績 R1~3 年平均
		15年間総量	年平均	
伐採立木材積	総数	8億8,899万m <sup>3</sup>	5,927万m <sup>3</sup>	4,897万m <sup>3</sup>
	主伐	5億4,458万m <sup>3</sup>	3,631万m <sup>3</sup>	3,122万m <sup>3</sup>
	間伐	3億4,441万m <sup>3</sup>	2,296万m <sup>3</sup>	1,775万m <sup>3</sup>
間伐面積(参考)		588万6千ha	39万2千ha	36万2千ha
造林面積	人工造林	137万5千ha	9万2千ha	3万4千ha
	天然更新	79万2千ha	5万3千ha	5万6千ha
林道開設量		14.6千km	1.0千km	0.5千km
保安林面積		1,306万2千ha	—	1,226万1千ha
治山事業施行地区数		336百地区	22百地区	23百地区

注1) 計画量(案)のうち、保安林面積は計画期末(令和20年度末)の面積。

注2) 実績のうち、保安林面積は令和3年度末の面積、治山事業施行地区数は平成29~令和3年度の5年間の年平均を計上。

### 3. 次期計画案の検討 ②-1 新たな施策の導入等を踏まえた見直し

#### 盛土等の安全対策の適切な実施 及び 林地開発許可制度の適切な運用

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)の施行(令和5年5月)を踏まえ、盛土等の安全対策の実施に関する記述を追加

また、森林法施行令の改正(令和4年9月)など林地開発許可制度の許可基準を見直したことを踏まえ、制度の運用に関する記述を充実。

#### Ⅲ 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

※            は、委員からの事前意見を踏まえた変更点

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>森林の土地の保全については、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。また、第4表の(3)(25頁参照)の基準に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>太陽光発電設備</u>を設置する場合には、<u>小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと</u>、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、<u>許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに</u>、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。</p> <p><u>加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。</u></p>	<p>森林の土地の保全については、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。また、第4表の(3)(25頁参照)の基準に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>太陽光発電施設</u>を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。</p>

#### 木材の合法性確認の取組強化

令和5年4月に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)を踏まえ、木材関連事業者の取組に関する記述を充実。

#### II 森林の整備に関する事項

#### 4 森林施業の合理化に関する事項

#### (4) 木材加工・流通体制の整備

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。また、<u>国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。</u></p>	<p>木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。また、<u>合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。</u></p>

## 花粉症発生源対策の加速化

令和5年5月の「花粉症対策の全体像(花粉症に関する関係閣僚会議決定)」を踏まえ、発生源対策(スギ人工林の伐採・植替え等の加速化)に関する記述を充実

#### I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化</u>、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮する。また、<u>近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。</u></p>	<p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性</u>、放射性物質の影響等にも配慮する。</p>

( 1) 北海道、( 2) 本州東北部太平洋岸、( 3) 本州北部日本海側、( 4) 関東及び中部太平洋側、( 5) 南近畿及び四国東部、( 6) 西日本及び四国西部、( 7) 南四国及び九州について、花粉発生源対策の加速化に関する記述を記載。

### 3. 次期計画案の検討 ②－3 新たな施策の導入等を踏まえた見直し

#### II 森林の整備に関する事項

##### 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。<u>また</u>、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。<u>さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。</u>このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。</p>	<p><u>また</u>、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。<u>さらに</u>、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。</p>

#### (3) 造林

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。・・・</p> <p>また、<u>花粉発生源対策の加速化</u>を図るため、<u>花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)</u>の植栽、広葉樹の導入等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ア 人工造林</p> <p>人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。・・・なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や<u>花粉の少ない</u>苗木の増加に努める。</p>	<p>造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。・・・</p> <p>また、<u>花粉の少ない森林への転換</u>を図るため、<u>花粉症対策に資する</u>苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ア 人工造林</p> <p>人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。・・・なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や<u>少花粉スギ等の花粉症対策に資する</u>苗木の増加に努める。</p>

#### 林業労働力の確保の促進

林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更(令和4年10月)を踏まえ、林業に従事する者の確保に関する記述を充実

#### II 森林の整備に関する事項

#### 4 森林施業の合理化に関する事項

#### (2) 林業に従事する者の養成及び確保

※        は、委員からの事前意見を踏まえた変更点

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、<u>地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組む</u>。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。</p>	<p>林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進する。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。</p>

### 3. 次期計画案の検討 ②－5 新たな施策の導入等を踏まえた見直し

#### 高度な森林資源情報の整備・活用

オープンデータ化に係る政府決定、リモートセンシング等の新たな技術の進展を踏まえ、航空レーザ計測等による高度な森林情報の活用など、ICTの活用に関する記述を充実

#### I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

※            は、委員からの事前意見を踏まえた変更点

##### 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、……等にも配慮する。<u>…加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた</u>森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの<u>継続的</u>な実施や森林GISの効果的な活用を図る。</p>	<p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、……等にも配慮する。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの<u>適切</u>な実施や、<u>リモートセンシング及び森林GIS</u>の効果的な活用を図る。</p>

#### II 森林の整備に関する事項

##### 4 森林施業の合理化に関する事項

##### (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。<u>あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。</u>このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。</p>	<p>その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。</p>

7月28日	林政審議会 ・全国森林計画の素案の審議
8月上旬頃～	パブリックコメントの実施
9月頃	林政審議会 ・全国森林計画(案)の答申
10月頃	閣議決定

# 参 考 资 料

# 1. 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の概要

## 背景・必要性

### 盛土をめぐる当時の状況

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)

### それまでの制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
(一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応)



死者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市



廃棄された土石の崩落  
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

H21.7 広島県東広島市



廃棄された土石の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め

R3.6 千葉県多古町



**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

## 法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず**、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」 ※ **国土交通省・農林水産省**による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

### 1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**  
→ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定  
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に  
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

### 2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

### 3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

### 4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**  
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

## スケジュール

令和3年 12月 「盛土による災害の防止に関する検討会」による提言

令和4年  
3月29日 盛土規制法案の提出  
5月27日 盛土規制法公布

6月～ 9月末 「盛土等防災対策検討会」開催  
地方公共団体に基本方針(案)等を公表

令和5年  
5月26日 盛土規制法施行

# 2. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者**に合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化**が必要。

## 2. 法律の概要

### (1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

### (2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

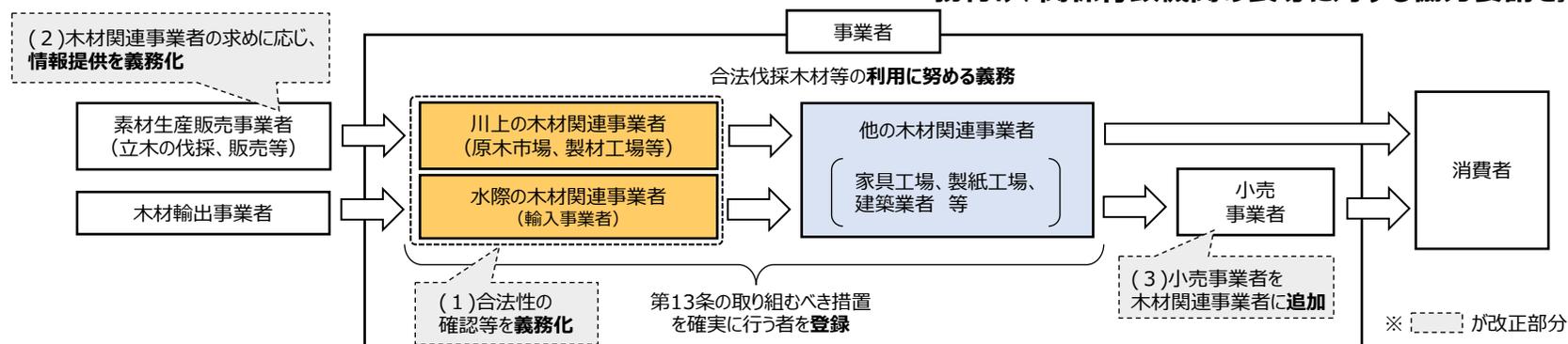
- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

### (3)小売事業者の木材関連事業者への追加

- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けられることができるよう措置**（第2条第4項）。

### (4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等を措置**（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、**違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等を明確化**（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請を措置**（第12条、第41条）。



## 3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

# 3. 花粉発生源対策の全体像

## I はじめに

- 花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題
- 省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせ実行していくことが重要。また、息の長い取組が必要。

→ 今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す

## II 花粉症の実態と人工林の将来

▶ 有病率：約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加



出典) 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会のデータより作成

▶ 医療費（花粉症を含むアレルギー性鼻炎）  
→ 保険診療：約3,600億円、市販薬：約400億円

▶ 花粉発生源となるスギ人工林（20年生超）は**431万ha**



▶ 「発生源対策」の取組を集中的に進めて花粉量の削減を加速化

## III 花粉症対策の3本柱

### 1. 発生源対策

**10年後**には花粉発生源の**スギ人工林を約2割減少**させることを目指す。スギ人工林由来の花粉が約2割減少すれば、花粉量の多かった今シーズンであっても**年平均の水準まで花粉量を減少させる効果が期待できる**。また、**将来的（約30年後）**には**花粉発生量の半減**を目指す。

#### ● スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林の伐採を約5万ha/年→（10年後）**約7万ha/年**まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進  
⇒ 花粉発生源となる**スギ人工林の減少スピードを約2倍**に  
（「花粉発生源スギ人工林減少推進計画（略称：スギ伐採加速化計画）」）

#### ● スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等  
- スギ製材・合板・集成材等のJAS材の増産に向けた**加工流通施設の国内整備**の支援、国産材の利用割合の低い横架材等について**輸入材を代替可能な製品を製造する技術**の普及等、安定供給体制の構築  
- **JAS規格・建築基準**の合理化  
- **国産材を活用した住宅に係る表示**の仕組みの構築（花粉症対策への貢献度を明示）  
- 建築物に係る**ライフサイクルカーボン**の評価方法の構築（3年を目途）  
- **住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化**等  
⇒ 需要を1,240万㎡→（10年後）**1,710万㎡（470万㎡増）**に拡大

#### ● 花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

- 国・自治体等における苗木生産体制の短期的かつ集中的な整備  
⇒ 10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合を**スギ苗木全体の9割以上**に上げ

#### ● 林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

労働力の大幅な減少が見込まれる中、  
- 高性能林業機械の導入支援等により**生産性を向上**  
- 外国人材の受入れ拡大、新規就業者の確保・育成、処遇の改善、農業など他産業との連携、地域おこし協力隊との連携等により、労働力の減少に歯止めをかけ、**10年後も現在と同程度の林業人材を確保**

→ 年内に「**林業活性化・木材利用推進パッケージ**」（仮称）を策定【林野庁・国土交通省】

### 2. 飛散対策

#### ● スギ花粉飛散量の予測

- ▶ 精緻化されたデータを民間事業者に提供すること等により、**民間事業者が実施する予測の精度向上を支援**
  - スギ雄花**花芽調査の強化**（34都府県→**全国に拡大、調査地点数の倍増**）等【環境省・林野庁】
  - 航空レーザー計測による**スギ人工林の分布、森林地形等の情報の高度化**、それらのデータの公開の推進【林野庁】
  - スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した**詳細な三次元の気象情報の提供**【気象庁】
  - 花粉飛散量の**実測データ**の提供、**画像解析**を活用した花粉飛散量の測定手法の開発【環境省】
  - 花粉飛散量の**標準的な表示ランク**の設定・周知【環境省】

#### ● スギ花粉の飛散防止

- ▶ 効果的・効率的な散布技術の開発、薬剤の改良を進めるなど、スギ花粉の**飛散防止剤の開発を促進**し、5年後に実用化の目処を立て、速やかに実行することを目指す【林野庁】

### 3. 発症・曝露対策

#### ● 花粉症の治療

- 診療ガイドライン改訂や**対症療法等の医療・相談体制**の整備を推進【厚生労働省】
- **アレルギー免疫療法（舌下免疫療法等）**の開始時期等について、医療機関等における適切な**情報提供や集中的な広報**を実施【厚生労働省】
  - 学会等を通じた医療機関等への協力要請
  - 実施医療機関のリスト化・周知
  - オンライン診療可能な医療機関の周知
- **森林組合等への協力要請や企業への要請**等に着手  
⇒ **舌下免疫療法の治療薬**を25万人分/年→（5年以内）**100万人分/年に増産**【厚生労働省】
- 治療法・治療薬の開発に資する大学や国立研究機関等での**研究開発**等を支援【文部科学省・厚生労働省】

#### ● 花粉症対策製品など

- 花粉対策に資する商品に関する認証制度について、関連業界と連携し、消費者への認知拡大、**認証取得製品（網戸、衣服等）の拡大・普及**の推進【経済産業省】
- **スギ花粉米**の実用化に向け臨床研究等を実施【農林水産省】

#### ● 予防行動

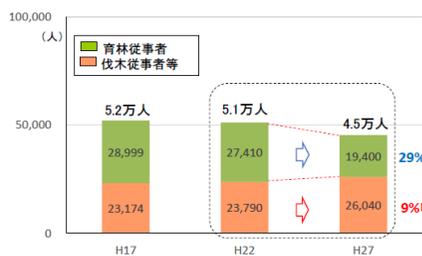
- 花粉への曝露を軽減するための**花粉症予防行動**について、自治体、関係学会等と連携して**広く周知**【環境省・厚生労働省】
- 花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、**企業等による従業員の花粉曝露対策**を推進する仕組の整備【経済産業省】

# 4. 林業労働力の確保の促進に関する基本方針(変更)の主な内容

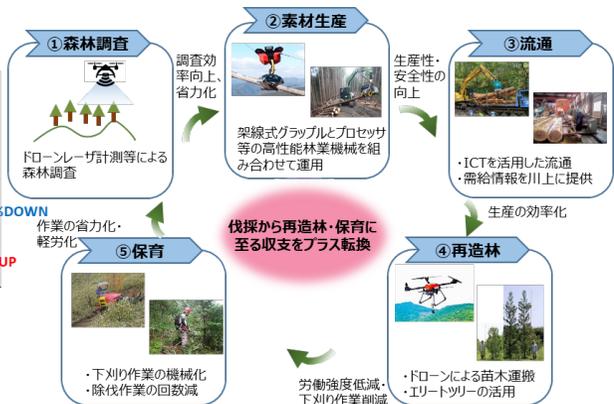
## ○ 再造林の推進、「新しい林業」の実現に向けた人材の確保・育成

森林を将来にわたり適切に整備・保全していくため、特に再造林・保育を担う労働者の確保に向けた取組を強化、「新しい林業」の実現に必要な造林やICT等の知識や技術、技能を持つ人材の確保・育成

### ■ 作業種別林業従事者数の推移



### ■ 「新しい林業」イメージ



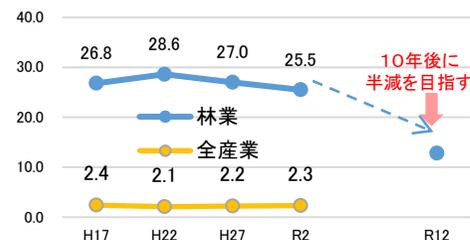
再造林を担う従事者等の確保

「新しい林業」の実現に向けた人材の育成

## ○ 林業労働安全対策の強化

極めて高い労働災害の発生状況の改善に向けた、伐木作業や小規模経営体の安全対策強化、高性能林業機械等の導入・開発促進

### ■ 森林・林業基本計画における死傷年千人率の目標

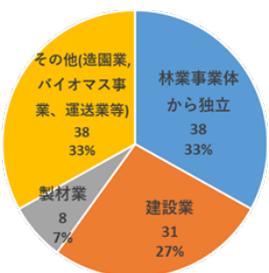


全産業の10倍を超える災害発生状況の改善

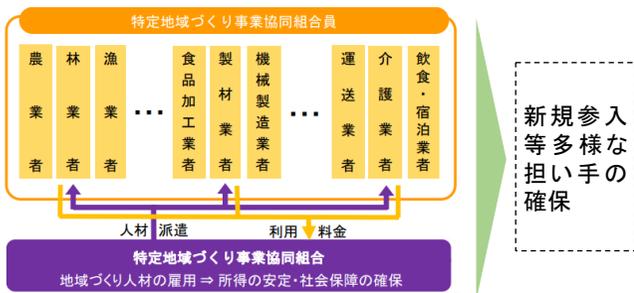
## ○ 地域課題に応じた新規参入等多様な担い手の確保

地域の実態に応じた林業への新規参入や起業、自伐型林業、特定地域づくり事業協同組合、地域間の労働力のマッチング等の林業労働の裾野拡大にもつなげる取組を推進

### ■ 多様な新規参入の形態 (参入前の職種)



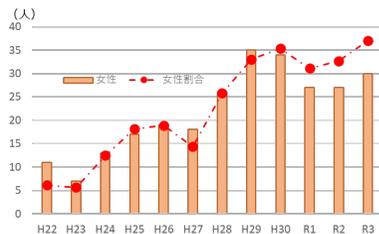
### ■ 特定地域づくり事業協同組合による林業への就業



## ○ 女性の活躍・定着、外国人材の受け入れ

女性の活躍・定着に向けた交流機会の創出、職場環境改善の促進、外国人材の受け入れに向けた技能実習2号追加、特定技能制度への林業分野の追加の検討

### ■ 「緑の雇用」事業における女性新規就業者の推移



資料：林野庁業務資料  
注：「緑の雇用」事業におけるFW研修1年目の修了者数を基に作成

### ■ 外国人労働者数の推移



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末日現在)  
注：日本標準産業分類「中分類林業」に分類される事業所に雇用される労働者数

女性の活躍・定着の促進

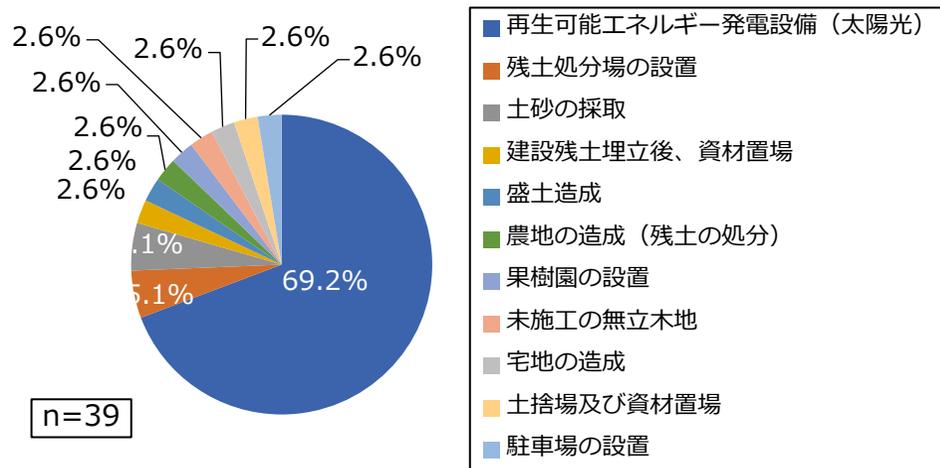
外国人材の受け入れ

資料：林野庁業務資料  
注：直近3～5年程の間に新規参入した経営体で、都道府県において把握されたもの

# 5. 小規模林地開発への対応(林地開発許可制度の見直し)

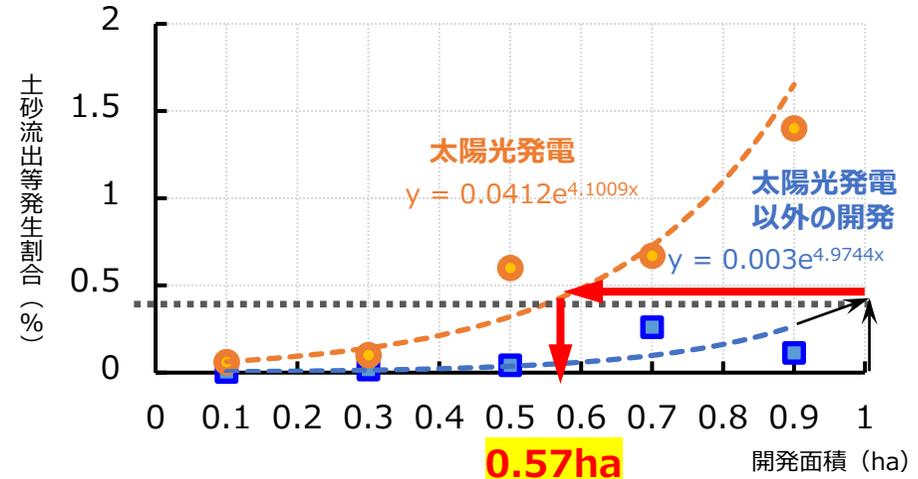
- 1ha以下の小規模林地開発について、事業地周辺に濁水等の被害が確認された事例を都道府県アンケートにより把握。約7割が太陽光発電施設の設置を目的とする開発。
- 太陽光発電施設の設置を目的とした開発は、他の開発と比べ面積の増加に伴い土砂流出の発生割合の増加率が高く、他の開発の1haにおける土砂流出等発生割合と同水準となる面積は0.57haと試算。

## ■ 土砂流出等の被害が確認された事例の目的



(出典：林野庁「令和2年度 流域山地災害対策調査(小規模林地開発行為に係る実態把握) 委託事業報告書」(令和3年3月) をもとに作成)

## ■ 小規模林地開発地における開発面積と土砂流出等発生割合の関係



(出典：林野庁業務資料)

### 見直し内容

- **太陽光発電設備の設置**を目的とした土地の形質変更を行う場合、**0.5haを超えるものについて許可の対象として追加。**

# 6. 高度な森林資源情報の整備・活用等について

- 森林施業の面的な実施を推進していくにあたっては、**現地調査を省力化**するなど林業現場の生産性を向上させるとともに、適切な**伐採区域の設定**や林道等の**路網整備の効率化**を進めるなど業務の高度化を進めていくことが必要
- そのため、高精度な森林資源情報や地形情報を把握するための**航空レーザ計測等について**、全国的に実施されるよう引き続き**取組を継続していく**とともに、近時の政府全体のオープンデータ化の取組に同調し、これまでに蓄積された**森林資源情報等について公開する取組を促進**し、森林施業の面的な実施に必要な人材や技術の呼び込みにつなげていく考え。

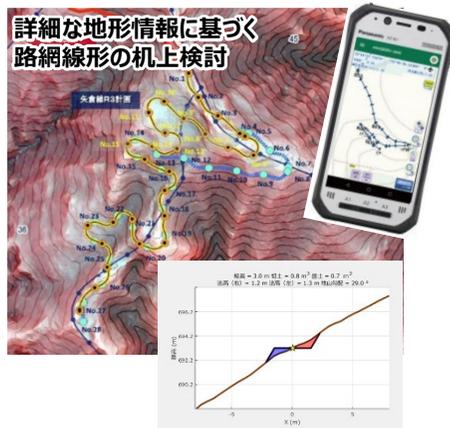
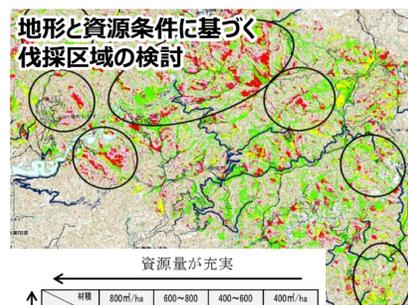
## ■ 民有林における航空レーザ計測の実施状況 単位：万ha

	R2末	R3実施	R3末	5か年平均	R8末
計測	685 (40%)	→ +172	857 (50%)	→ +106	1,385 (80%)
解析	485 (28%)	→ +214	699 (40%)	→ +137	1,385 (80%)

出典) 林野庁業務資料(都道府県の報告に基づき集計)

補足) G空間行動プランにおいて、令和8年度末までに民有林の80%においてレーザ計測を実施することとしている。

## ■ 航空レーザ計測の活用事例



資源量が充実

傾斜が緩い	材積	800m <sup>2</sup> /ha以上	600~800m <sup>2</sup> /ha	400~600m <sup>2</sup> /ha	400m <sup>2</sup> /ha未満
緩傾斜地(0~15°)	A	A	C	D	
中傾斜地(15~30°)	A	A	C	D	
急傾斜地(30~35°)	B	B	D	D	
急峻地(35°以上)	E	E	E	E	

➔ **未計測区域を早期に解消し、最新技術を全国的に活用**

## ■ オープンデータ化に係る政府決定等

### 地理空間情報活用推進基本計画 (R4.3閣議決定)

- ✓ 地理空間情報分野の人材の**他分野・他業種への飛び込み**を促し、…オープンデータやオープンソースも活用して更なる**技術・事業開発等のイノベーション**を…
- ✓ 官民データの適正かつ効果的な活用の推進を図る観点からも、品質の確保、適正なオープンデータ化の促進などに多様な主体が連携して取り組む

### デジタル社会の実現に向けた重点計画 (R4.6閣議決定)

- ✓ 政府が蓄積・収集した準公共分野のデータ…については、オープンデータ・バイデザイン※の考えを徹底することにより**民間による積極的な利用を促進**する
- ✓ 官民のオープンデータ化を一層推進し、国民参加型のオープンガバメントや、地域住民等が官民の**オープンデータを活用して地域課題の解決**を図る「シビックテック」等を推進する

※オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと

